

第57回平成26年6月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成26年6月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午前11時28分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5. 議事日程(第1号)

日程第 1			会議録署名議員の指名	
日程第 2			会期の決定について	
日程第 3			諸般の報告	
日程第 4	請願第	3号	手話言語条例制定を求める請願書	(提案~委員会付託)
日程第 5			与謝野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	(選挙)
日程第 6	報告第	7号	平成25年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書	(報告~質疑)
日程第 7	報告第	8号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書	(報告~質疑)
日程第 8	議案第	47号	与謝野町監査委員の選任について	(提案理由説明~表決)
日程第 9	議案第	48号	与謝野町公平委員会委員の選任について	(提案理由説明~表決)
日程第10	議案第	49号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について	(提案理由説明~表決)
日程第11	議案第	50号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について	(提案理由説明~表決)
日程第12	議案第	51号	与謝野町税条例等の一部改正について	(提案理由説明)
日程第13	議案第	52号	与謝野町火葬場条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第14	議案第	53号	与謝野町霊きゅう自動車使用条例の廃止について	(提案理由説明)
日程第15	議案第	54号	与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第16	議案第	55号	平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)
日程第17	議案第	56号	平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)
日程第18	議案第	57号	平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これより第57回平成26年6月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

きょうの朝刊に、府内で史上最速猛暑日という見出しがありました。京都で36度、福知山で35.4度、これは明治14年、観測を初めてから、最も早い猛暑日だと報道されています。全国で熱中症で救急搬送された方が400人、京都では19人の方が救急搬送されています。きょうも30度を超える暑い日になるようでございます。

さて、4月の選挙から早くも2カ月が経過しようとしております。本日から6月定例会が始まるわけでございますけれども、本格的な平成26年度のスタートだというふうに思っております。きょうの天候のように熱い議論を闘わせていただきまして、町民の皆さんの負託にこたえていただきたいというふうに思っております。

限界集落という言葉 皆さん、お聞きになったというふうに思いますけれども、つまりは高齢者や、あるいは人口減少によって集落の維持、あるいは事業ができないというふうな事態になっております。この与謝野町でも、そういう地域というのは出てくるのではないかなというふうに思っております。しかし、今、言われておりますのは、自治体が消滅するというふうなことも新聞報道で報道されています。つまりは20代や30代の女性の方が非常に少なくなって、子供を産み育てる、そういう環境が整わない、こういう市町村が全国で続出をし、市町村が消滅をするということでございます。ことしの1月ごろだったというふうに思いますけれども、私は山田知事の財政についてのお話を聞く機会がございました。その中で山田知事も、幾ら財政再建をしたって、人がいなくなったら何のための財政再建がよくわからないというふうなことをおっしゃっておられました。私も話を聞きながら、全くそのとおりだなというふうに思っておりました。

いずれにいたしましても、非常に難しいかじ取りを迫られる時代になったというふうに思っております。この議会におきましても、そういった意味で、地に足をつけた熱い議論を闘わせていただきたいというふうに思っております。話が अच्छこっちへ行きまして、まとまりませんでしたけれども、開会に当たりましての挨拶にさせていただきます。

ここで山添町長から挨拶の申し出がありますので、お受けします。

山添町長。

町長(山添藤真) 皆さん、おはようございます。

大江山の青葉や若葉の緑がより一層、色鮮やかに栄える目に優しい季節となってまいりました。本日、ここに第57回平成26年6月与謝野町議会定例会を招集いたしましたところ、今田議長をはじめ議員の皆様には、ご多用の中をご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本定例会では、一般会計及び簡易水道特別会計、繰越明許費繰越計算書の報告案件2件、監査委員など各種行政委員の選任議案4件、条例の一部改正及び廃止案件4件、一般会計補正予算(第1号)など、各会計補正予算3件の、都合13件の重要議案をご提案申し上げます。

特に、平成26年度一般会計補正予算などの補正予算（案）につきましては、ことし3月の定例会でご提案申し上げました平成26年度当初予算が、4月に町長及び町議会議員選挙が執行されました関係から、いわゆる骨格予算となっておりました予算に、政策的経費や新規事業を中心に追加し、本格的な予算となっております。一般会計の総額は117億8,771万5,000円で、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は205億2,404万4,000円となっております。義務的経費の中でも事務事業の見直しに伴う経常経費の削減に努めながら、私が選挙の期間の間、掲げてまいりました六つの政策について、今回の補正予算に反映できるものから計上することとして、重点政策であります産業振興や子ども子育て支援、教育分野についてなど、限られた財源の中で必要性、費用対効果を実行しながら精いっぱい予算編成を行ってまいりました。

私、町長に就任してから約2カ月間、行政の中で職員と議論を闘わせながら、今回の予算編成を行ってまいったわけですが、変革というのは、すぐに訪れるものではなく、日々の調整、そして、変更などから変革、または、よりよい方向性を導くことができる。そうした実感を今、新たにしているところでございます。

いずれにいたしましても、町を取り巻く環境は過疎化や高齢化が進み、地域経済の回復も一向に、その兆しが見えない極めて厳しい状況ではあります。厳しい財政状況ではあります、町民の皆様とともに、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たり、ご挨拶とさせていただきます。

議 長（今田博文） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告します。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、請願第3号 手話言語条例制定を求める請願書ほか14件であります。

以上、15件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、1番高岡伸明議員、4番渡邊貫治議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの19日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

宮津与謝環境組合議会臨時会の報告をお願いします。

多田議員。

15番（多田正成） 皆さん、おはようございます。

それでは、宮津与謝環境組合議会の報告をさせていただきます。

去る5月20日、第2回宮津与謝環境組合議会臨時議会を開催いたしました。案件としまして

は、一つ目に、副議長の選挙について、二つ目には、平成25年度一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてであります。まず、一つ目、副議長の選出ですが、今回、私が与謝野町の副議長ということで、役目上、当組合の副議長を木内議長より指名推選をいただきまして、議会の承認をいただきました。まことに僭越かと思いますがお受けいたしましたので、報告をいたします。

二つ目に、次に補正の専決処分ですが、派遣職員給与負担金の補正であります。全員賛成により承認いたしました。なお、本会議後、全員協議会に移り、広域ごみ処理施設整備事業の進捗状況等について説明を受けましたので報告いたします。

まず、一つ目ですが、生活環境影響度調査であります。平成25年7月から夏季の調査が始まり、秋、冬、春と四季での調査をされていましたが、5月中旬に全て終了いたしました。今後、調査の分析結果を総合的にまとめた報告書を作成し、夏ごろに報告、縦覧する予定になっております。当然、報告書の説明会は開催されるとのことでした。

二つ目に、用地測量であります。約3万5,000平米の候補地内の土地境界や面積確定のために3月、3回に分けて地権者、自治会関係者、関係職員の立ち会いのもと土地境界が確認され、了解されたようであります。

三つ目に、土質調査であります。ことしの1月から6カ所にわたりボーリング調査をしておりました。3月末に終了しています。結果としましては、施設の建設に支障がないとのことでありました。

四つ目に、次に、ごみ処理施設の処理方法ですが、種類を大きく分けると、焼却工法、溶融方法、炭化方式、RD方式などがありますが、処理方法の選定につきましては、ストーカー方式、プラス、バイオマス化方式による施設整備を進めたいとのことでありました。

五つ目には、施設規模としましては、処理方式の選定に伴い新たなエネルギー回収推進施設の規模は焼却施設日量約30トン、バイオガス施設、日量約20トン、マテリアルリサイクル推進施設は日量約13トンの処理施設の予定であります。

五つ目、施設の事業方式は、公設公営、公設民営、民設民営とありますが、総合的に評価した結果、公設民営方式の導入に向けて、さらに検討したいとのことでありました。

以上、報告させていただきましたような進捗状況であります。詳しくはまた、全員協議会が予定されておりますので、以上、簡単ですが、環境組合議会の報告といたします。

議長(今田博文) 次に、私のほうから議長報告を行います。

5月27日、28日と全国議長会が開催されました。その中身をかいつまんで報告をさせていただきます。

まず、基調講演としまして、山梨学院大学の江藤教授から「住民と歩む地方議会」ということで講演がありました。その先生のおっしゃっておりますのは、議会にとんでもない権限を与えているということでございました。それは条例、予算、決算、あるいは主要な計画など、地方自治法第96条の議決事件、いわゆる議決権の問題でございます。

なぜ、議会に、このような権限を与えているのか、それは、議会は住民代表機関であり、議事機関であること、そして、もう一つは議会には多様性があるということ、こういった意味から議会に権限を与えているのだというふうなお話がありました。議会は、この権限を自覚して、議決

事件の再確認、説明責任の確認、議員間討議の推進、この議員間討議というのは、問題をえぐり出す。そして、第三の道の発見につながる。そして、議会が議論することによって住民も判断できる。この議員間討議というのは、非常に大事で重要だというふうなお話をおっしゃってられました。このことを踏まえて、議会改革の起点にしてほしいというお話でございました。

それから、これからの議会は、住民と歩む議会をつくり出すことが大事だということであります。それは一つ目に、国政とは異なる地方政治、二元代表制の中で議会内に与党も野党もない、政策や監視機能の強化を重視することが非常に大事だということです。

二つ目に、直接民主主義の導入です。住民参加を積極的に導入する。これは我が議会でも実施をしておりますけれども、議会報告会、あるいは意見交換会、公聴会、参考人制度の活用であります。

3点目に、議会の存在意義です。議会の意見をまとめ上げる議員同士の討議を、住民を巻き込んだ議論にすること。首長とも切磋琢磨し、議会の存在意義である議員同士の討議と議決を重視をしてくださいということでもございました。

それから、議会報告会でございますけれども、少ない議会報告参加者の悩み、どこの議会でも議会報告会をされておりますけれども、年を追うごとに参加者が少なくなっている。このことに、どう対応していくんだということでもございますけれども、地道に一步ずつ進めるのが大事だと、冒頭にそうおっしゃいましたけれども、四つほどございます。

一つは、報告会は、既に済んだことの報告になっている。これが一つです。

それから、二つ目は、広報の仕方や、どこかの団体との共催も視野に入れて、知恵を出して乗り切ってくださいということです。

3点目に、若者が関心を持つ教育なり、保育なりにスポットを当てて議会報告会を開催してみてもどうか。

それから、四つ目に、その議会報告会で出た、いろいろな住民の皆さんの意見や要望がありますけれども、それは、住民の声の多い問題については、議会で一般質問などで取り上げて政策に生かすことが非常に大事だと、こういうことを組み合わせることによって、議会報告会の参加者もふえていくのではないかというふうにおっしゃってられました。

我が町も議会基本条例を制定しまして3年がたちましたけれども、もしも、この議会基本条例がなかったら、どうなるのかということですが、一つは規範とするルールがないということです。

二つ目は、議会改革の到達点がわからない。

三つ目に、議会改革を進めていても選挙などで改選がありますと、議会ではわからないし、なかなか引き継いでいけないということでもありました。そういったことを考えると議会基本条例というのは非常に大事だというふうなお話をいただきました。

それから、議会からの政策サイクルの実践、これもお話がございましたけれども、一つ目は決算の中で予算要望、つまりは政策提言をしていくということです。

二つ目は、追跡質問、理事者の答弁で検討します、あるいは考えます、こういう答弁が時たまありますけれども、この答弁に対して、後日の議会で通告なしに、あの質問はどうなった、あの答弁の、その後はどうですかという質問ができるような仕組みも議会で考えていくべきだというふうなお話をおっしゃってられました。

それから、3点目ですけれども、三つの要素を使いこなしてくださいということです。それは開かれた議会、議員間討議する議会、そして、それを踏まえて政策競争する議会であります。

4点目ですけれども、多様な資源を使いこなす。資源というのは、先ほど申し上げました条例や予算、総合計画や決議でございます。この講演の中で、非常に議員間討議についての必要性、重要性を訴えておられました。私たちも、この議員間討議というのが非常に大きな課題になっておりますけれども、もっと本腰を入れて取り組んでいくべきだなというふうに、改めて感じさせていただきました。

それから、議員報酬についてでございますけれども、今、全国では定数減、あるいは議員報酬をカットしていくという大きな流れがございますけれども、議員報酬を上げた町があるんだということでご紹介をいただきました。これは群馬県の水上町という町です。人口が2万1,000人、議員が18人おられるそうでございます。19万円の議員報酬を、実に42%アップの27万円に上げた、こういう話を聞かせていただきました。なぜ上げたのか、ここの水上町の周辺でも、議員に出られる人材といえますか、人が非常に少なくなってきたと、議員が集まらない状況が、この地域で起きてきたと、その町長さんが非常に心配をされまして、結果的に報酬をアップしていこうということで決着をしたというふうなお話もあります。

その他、いろいろと講演を聞かせていただきました。地域づくりを考えると題して、民族研究家の結城富雄さんの講演、それから、ジャーナリストでございます、テレビにもよく出ておられますけれども、後藤健二さんの講演など、非常に盛りだくさんの講演でございまして、ここで全てを申し述べることは時間の都合上できません。資料等、事務局に保管をしておりますので、ぜひまた、後日ごらんをいただきたいというふうに思います。以上です。

次に、日程第4 請願第3号 手話言語条例制定を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

宮崎議員。

9 番 (宮崎有平) それでは、手話言語条例の制定を求める請願書を読み上げさせていただきます。

請願者、京都府聴覚障害者協会与謝支部支部長 前田弘美

紹介議員、宮崎有平、勢旗毅

要旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語条例(仮称)を制定すること。

理由、手話とは、日本語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことが差別されてきた長い歴史があります。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけてお

り、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた条例整備を町として実現することが必要であると考えます。

手話言語条例にかかわってご協議を願いたいこと。

一つ、手話言語条例、鳥取県のほか北海道石狩市や新得町、三重県松阪市で制定された手話言語条例は、聴覚障害者の皆さんの使っている言葉、手話が広く社会に理解、認知され、会話やコミュニケーション、情報収集などが、聞こえぬ人たちと同等にスムーズに行うことができる地域づくりを進めるための条例と考えます。

二つ目、与謝野町での聴覚障害者福祉と暮らし、与謝野町での聴覚障害者福祉、与謝野町では、行政機関や地域住民の皆様のご理解により、昭和57年に与謝郡手話通訳事務所（現、与謝郡聴覚言語障害センター）が設置され、常駐の手話通訳・生活相談員が確保されているほか、手話・要約筆記教室なども展開されており、金国に先駆けた聴覚障害者福祉の先進地であると思いますが、聴覚障害者が地域の中で暮らすに当たって情報バリアフリーは、まだ十分なものとは言えません。

最近の出来事から、平成23年には、与謝野町内の病院を受診した聴覚障害者に同行していた手話通訳者が、医師から退席を求められたケースもありました。体の不安を解消すべく受診した当事者は、みずからの言葉である手話を否定されたことにより、精神的に不安を抱えることとなりました。バスや列車などの公共交通機関の中、駅の構内、銀行、会社、買い物先、介護施設などで手話や聞こえの障害に対する理解・認知を求める活動は、まだまだ必要なのだと思います。また、近年、当地においても台風などによる風水害が頻発しています。東日本大震災では停電によりテレビが使えず、津波の情報を知らないまま家族や隣近所の人たちに促され避難した人や、たき出しの放送が聞こえず、食料がもらえなかった人もいたとの報告が挙げられています。

難聴者を含めた総合的な音声情報バリアフリーを厚生労働省の出した統計では、全国約40万人の聴覚障害者のうち、手話を主たるコミュニケーション手段とする人たちは14%とされています。ほかの聴覚障害者は、補聴器や筆談などでコミュニケーションを図っているのが現実です。与謝郡においては、人口の高齢化に伴い老人性難聴者が多いこととあわせて、基幹産業であった丹後ちりめんの機織り作業と関連して騒音性難聴者が多いのも特徴です。こうした難聴の皆さんの多くは、音はわかるが、言葉がはっきりと聞き取れない感音性難聴であり、家族や友人との会話についていけず、孤独や疎外感を味わったり、防災無線などの音声告知放送も、何を言っているのかわからない状況にあたりします。

この条例ができることによって、聾者だけでなく、難聴者を含めた聴覚障害者や障害者全般のコミュニケーション、情報収集のバリアフリー化を進める取り親みとなればと願います。

以上のことを考えて、次の二つのことをお願いさせていただきます

一つ、与謝野町において手話言語条例を制定してください。

二つ、手話言語条例の制定に向けて、聴覚障害者をめぐるコミュニケーション施策協議会の設置をしてください。

請願文は以上でございます。

そのほかに条例のモデルと聴覚障害者手帳の発行数の資料が添付されております。何とぞ、こ

の条例を制定していただきまして、聴覚障害者がより一層、安全で安心して暮らせる町になりますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
紹介議員、自席にお帰りください。
お諮りします。

本請願は、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 与謝野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありません。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま配付しましたように、与謝野町選挙管理委員会委員に坂根道崇氏、面原昇氏、織田喜代之氏、井上則男氏。

同じく補充員に、波尻敏男氏、塩野正人氏、糸井哲子氏、今川孝男氏を指名します。

なお、補充員の補充の順序は、ただいま申し上げました順序にしたいと思います。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました皆さんを与謝野町選挙管理委員会委員に、同じく補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、坂根道崇氏、西原昇氏、織田喜代之氏、井上則男氏が、与謝野町選挙管理委員会委員に。

波尻敏男氏、塩野正人氏、糸井哲子氏、今川孝男氏が、同じく補充員に当選されました。

次に、日程第6 報告第7号 平成25年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、報告第7号 平成25年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成25年度の繰越明許を行いました事業は10事業でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、5月31日までに繰越明許書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

まず、過疎集落など自立再生緊急対策事業、道路新設改良事業につきましては、国の大型補正に伴う事業でございます。3月補正予算に計上させていただいたものであり、物理的に年度内執行はできませんので、平成26年度へ繰り越しとなったものでございます。

次に、有機物供給施設管理運営事業につきましては、倉庫兼作業ヤードなどの仕様決定に時間を要したことから、実施設計の業務の発注がおくれたため工事の年度内完了が困難になったものでございます。

木質バイオマス産業化促進整備事業につきましては、ボイラーの燃料となる木質チップの供給元事業者とチップの規格確定に時間を要し、ボイラーの使用決定におくれが生じたため年度内完了が困難になったものでございます。

河川改修事業につきましては、やすらの里の常習浸水地域の流域の調査などに時間を要したことによるもの、中学校施設整備事業につきましては、加悦中学校改築工事実施設計業務において、確認検査機構からの指摘により、建物の基礎の工法変更が必要になったことに伴い翌年度に繰り越すものでございます。

その他、災害に強い森づくり事業、街路整備事業、地区公民館整備事業、河川災害復旧事業につきましては、整備予定地周辺の地権者、または、地元地区との間に調整に時間を要したことから年度内完了が困難になり、繰り越しとなったものでございます。

以上になりますが、事業によって、国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第7号を終わります。

次に、日程第7 報告第8号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 報告第8号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成25年度の繰越明許を行いました事業は1本でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することになっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

簡易水道改良事業につきましては、町道石川上山田線嘉久屋橋歩道橋に配水管を添架することにしておりますが、歩道橋工事が3月末までにかかり、その完了後の施工となりますことから配水管添架工事を翌年度へ繰り越すものでございます。繰り越し財源につきましては、地方債を充ちたしてあります

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第8号を終わります。

次に、日程第8 議案第47号 与謝野町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第47号の与謝野町監査委員の選任について、提案の理由をご説明申し上げます。

現在、識見を有する監査委員として平成18年7月1日の就任以来、2期8年間、お世話になっております足立正人監査委員の任期が、平成26年6月30日をもって満了することから、さらに今後4年間、引き続き同氏にお世話になりたいと考え、このようにご提案を申し上げる次第であります。

足立監査委員は、長年の豊富な行政経験とともに、自治体の財務管理や事業の経営管理、加えて行政運営全般にわたってすぐれた見識をお持ちであり、人格高潔で監査委員として最適任者と認め、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） ここで足立監査委員の退席を求めます。

（足立監査委員 退席）

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認め、これより議案第47号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前10時19分)

(足立監査委員 着席)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第9 議案第48号 与謝野町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) それでは、議案第48号の与謝野町公平委員会委員の選任につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

現在、与謝野町公平委員会委員として、お世話になっております四宮裕美子氏の任期が、来る6月30日をもって満了することになりますので、その後任に高崎洋子氏を新たに選任することとして、ご提案を申し上げる次第であります。

高崎氏はご結婚後、ご主人とともに書店を経営され、現在、有限会社ナミエ書店のお手伝いをされております。また、更生保護女性会員として地域社会の犯罪、非行の未然防止のための啓発活動や非行にある少年少女の改善更生に積極的な活動をされており、与謝野町商工会でも女性部幹事としてご活躍をされております。

以上のように経験も豊富であり、人格高潔で公平委員会委員として最適任者と認めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認め、これより議案第48号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 与謝野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10 議案第49号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び
日程第11 議案第50号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上、2件
について、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第49号及び議案第50号として一括上程されました与謝野町固定資産評価
審査委員会委員の選任につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

与謝野町固定資産評価審査委員会委員は現在、6名の委員でお世話になっておりますが、議案
第49号の伊達義明氏の任期が、平成26年6月30日をもって満了となるため、後任に日高勝
典氏を委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

同じく、議案第50号の前野庄作氏の任期も、同じく平成26年6月30日をもって満了とな
るため、後任に矢野直也氏を委員として選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

両氏とも人格高潔であり、固定資産評価審査委員会委員として、最適任者と認めるものでござ
います。

よろしくご審議をいただき、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより議案第49号及び議案第50号について、一括して質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

最初に、議案第49号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のと
おり同意することに決定しました。

次に、議案第50号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のと
おり同意することに決定しました。

次に、日程第12 議案第51号 与謝野町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第51号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案説明

を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布、平成26年4月1日から施行されております。

同法による改正のうち、速やかに対応するべきものにつきましては、先般開催された5月臨時会におきまして、既に専決処分のご承認をいただいていたところですが、一部、法人税及び軽自動車税の税率の変更並びに固定資産税に係る課税標準の特例率の規定につきましては、地方自治体の自主的な判断が求められる案件でありまして、先般の専決処分の内容からは除外していたもので、改めましてご審議をいただきたく、本定例会におきまして、ご提案を申し上げる次第であります。

改正の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） それでは、議案第51号 与謝野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細をご説明申し上げます。

先ほど町長から概要について述べられたところでございますが、今回の条例改正は、国から示されています平成26年度税制改正のうち、改正時期に余裕のあるもの、及び地方自治体の自主的な判断により条例化すべきものにつきまして、さきに開催されました5月臨時会での専決処分によるご承認ではなく、定例会においてご審議いただくべきと判断し、本定例会に提案するものでございます。

それでは、税条例等の一部改正をご説明申し上げます。議案資料の9ページ、条例改正事項一覧をごらんいただきたいというふうに思います。まず、今回の改正は、町税条例の一部を改正する第1条と、5月に専決を賜りました町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する第2条で構成しております。概要といたしましては、法人税割及び軽自動車税の税率につきましての変更、並びに法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合、すなわち固定資産税の課税標準の特例率を規定する、（通称）わがまち特例についてが、大きな柱となっております。これに伴う特例措置の新設と経過措置につきまして諮るものでございます。

それでは改正の内容につきまして、順を追ってご説明いたします。

議案資料の5ページ、与謝野町税条例等新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。まず、第1条による改正に係る第34条の4は、法人税割の税率に係る規定でございます。これは、今回の法改正におきまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税の税率の引き下げと、これに伴う法人事業税の税率の引き上げを行うこととされたことを受けまして、係る条例の改正を行うもので、現在、100分の14.7としております税率を100分の12.1に引き下げるものでございます。なお、国におきましては、これらの改正とあわせて、法人住民税の法人税割の引き下げに相当する課税標準を法人税とする地方法人税が国税として創設され、その税収全額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とすることとされております。

次に、第82条は、軽自動車税の税率に係る規定でございます。これにつきましても今回の法

改正において車体課税の見直しが行われ、自動車取得税及び自動車税、あわせて軽自動車税につきまして改正が行われたもので、これに伴い所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては、中小企業者等の負担を考慮しまして、約1.25倍に、それぞれ引き上げるものでございます。また、農業作業用自動車及びその他のものにつきましては、小型特殊自動車の標準税率につきまして、地方税法において、地方団体における条例において税率を定めることができる旨の規定があり、町の営業用車両と同様、町の基幹産業である農業の従事者の負担を考慮しまして1.25倍とするものでございます。

次に、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合につきまして規定するものでございますが、これは平成24年度の税制改正により地方税の特例措置について、国が一律に決めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる仕組みであります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」が導入されたことを受け、今回、提案させていただくもので、固定資産税に係る課税標準の特例措置を講じるものでございます。

そこで、今回の法改正により、公共の危害防止のために設置された施設、または設備につきまして、対象資産の一部見直しが行われ、一部、わがまち特例を導入がなされたもので、改正案の第1から順にご説明いたします。

法附則第15条第2項第1号の規定とされていますのは、水質汚濁防止法で規定する汚水、または廃液処理施設のうち、総務省令で定めるものについて規定しているものでございまして、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に該当する施設を取得されたものに対しまして課する固定資産税の課税標準額を、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額とするものでございます。

次に、第2項の法附則第15条第2項第2号の規定は、大気汚染防止法で規定する指定物質排出抑制施設のうち、こちらも総務省令で定めるものにつきまして、同様に課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とするものでございます。

第3項の法附則第15条第2項第3号の規定は、土壤汚染対策法で規定する特定有害物質排出抑制施設のうち、こちらも総務省令で定めるものについて、同様に課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とするものでございます。

また、第4項は、平成24年6月定例会でご承認いただきました、公害防止用の下水道除外施設に関する特例であります。第1項から第3項まで挿入されたことに伴い、第4項といたしております。

次に、第5項の法附則第15条第38項の規定は、第1項から第3項までの公共の危害防止に係る特例規定とは異なり、オゾン層の破壊や地球温暖化に深い影響を与えるフロン類の排出抑制のため、フロン類を冷媒として使用しないノンフロン製品の普及促進を支援することとし、今回、創設されたものです。

これは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で規定する自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器のうち、総務省令で定めるもので、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得されたものにつきまして、課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得

た額を固定資産税の課税標準とするものでございます。

いずれも公共の危害防止や地球環境の保全を目的とするもので、当町といたしましても、わがまち特例として条例に入れるべきものと考えております。

続きまして、法附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定するもので、今回、軽自動車税の税率を変更することに伴い新設するものでございます。軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、平成28年度以降、三輪以上の軽自動車に対しまして、当該軽自動車は初めて車両番号の指定を受けた日から起算して、14年を経過した月の属する年度以降の軽自動車税につきまして、改正後の標準税率の、おおむね20%の従価税率を適用するものでございます。

次に、第2条による改正でございますが、これは冒頭でも述べましたが、5月の臨時議会におきまして専決を賜った町税条例の一部を改正する条例におきまして、町民税の経過措置の規定中、今回、提案しております法人税割の税率の変更に伴い、関連する規定に修正を行う必要が生じたため文言の修正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、交付の日からとし、平成26年4月1日から適用としております。これは、わがまち特例の対象とすべき取得日を、地方税法の規定に合わせるため、さかのぼって適用を認めるために行うものです。また、法人税割の税率につきましては平成26年10月1日、軽自動車税の税率については平成27年4月1日、軽自動車税の税率の特例につきましては平成28年4月1日、軽自動車税の税率の経過措置につきましても、それぞれ平成27年4月1日と平成28年4月1日としているところでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第52号 与謝野町火葬場条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第52号 与謝野町火葬場条例の一部改正につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、町営の火葬場であります、阿蘇霊照苑の管理運営を指定管理者に行わせることができるよう関係規程の整備を行うものでございます。現在、火葬場の管理運営は、正規職員の作業員1名、嘱託職員の場長1名、その他、補助の作業員1名の3名で行っておりますが、正規職員の作業員が来年3月に定年を迎えるのを期に指定管理者制度の導入を図る機会と捉えまして、また、現在の経営状況や住民サービスのさらなる改善が見込めるものとして、火葬場業務について、指定管理者制度を導入したいと考え、このように所要の条例改正をお願いしようとするものでございます。

この条例改正は、条例改正案の附則のとおり、来年4月1日から施行することとしております。
条例改正案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

よろしくご審議、そして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ただいま町長から提案理由をご説明申し上げましたので、私からは改正案の

内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案資料の10ページにあります与謝野町火葬場条例新旧対照表をごらんください。改正の内容でございますけれども、規定の第9条を第11条として、第8条の次に2条加えるものですが、まず、第9条の指定管理者による管理について、火葬場の維持管理及び利用に関する業務その他、火葬に関します一連の業務を指定管理者に行わせることができると規定しております。

同じく第9条の第2項でございますけれども、指定管理者による管理が行われます場合、第8条の利用者の義務として火葬場の利用に際し、町長の指示に従わなければならないとする規定の適用については、町長にかわり指定管理者の指示に従っていただくことになるというものでございます。

次に、第10条の関係は、利用料金の規定でございます。地方自治法の第244条の第2第8項の規定に基づいて、利用料金を指定管理者の収入として受け取ることができるとし、第2項では、指定管理者が利用料金を受け取る場合は、指定管理者に支払うこととしておりますし、また、第3項では指定管理者が受け取る利用料金は、利用料金を変更する場合も含め、別表に定める額を上限とすることとしております。

以上、議案第52号 与謝野町火葬場条例の一部改正について、改正案の内容をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第53号 与謝野町霊きゅう自動車使用条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町議長（山添藤真） 議案第53号 与謝野町霊きゅう自動車使用条例の廃止につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

現在、町が保有しております霊きゅう車は平成10年11月に購入以来、ことしで16年目になります。走行距離は、ことし5月末でおよそ4万3,000キロメートルであります。霊きゅう車の利用件数につきましては、合併当初こそ火葬件数の約6割の利用をいただいておりますが、最近では、平成23年度が、およそ4割、平成24年度には3割を切るような状況の中で、昨年11月に町内の葬祭業者3社全てが自社の霊きゅう車を保有されることになって以来、ことし2月以降は、月に1回か2回の利用にとどまっております。

このように利用は激減いたしました。ことし11月の車検満了まで使用する予定でありましたので、使用前後のメンテナンスには十分に注意をし、特にバッテリーの保守では、使用のたびにターミナルから外して保管、使用の際には取りつけるなど、気をつけておりましたが、3月には出棺直後に霊きゅう車がエンストをし、会葬者のご協力で何とか押しがけして対応する事態もありましたので、この際、一定の周知期間をおきまして、車検の満了前に、ことし8月末をもって廃車とさせていただくため、この条例の廃止をお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、11時まで休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど税条例の説明がありましたけれども、資料の訂正があります。課長より説明、お願いします。

植田税務課長。

税務課長(植田弘志) 申しわけございません。議案資料の9ページのところで文言の訂正をお願いしたいというふうに思います。

横向きの資料で上から、表側のところで行きますと、上から二つ目の(軽自動車税の税率)第82条という欄の内容のところがございます。ここが上と同じように、今、標準税率等引き下げに伴う税率の変更というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては軽自動車税で、先ほど引き上げになりますので、この下げを上げに、訂正のほうをお願いしたいというふうに思います。

まことに申しわけございませんでした。

議長(今田博文) 次に、日程第15 議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正につきまして、提案の理由を申し上げます。

本条例につきましては、地域経済団体などの円滑な資金調達を支援することで、産業振興に係る各補助制度の活用促進を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、補助金が交付されるまでの間の貸付事業として運用しているところですが、今回、海の京都与謝野町マスタープランに掲げる事業を進めるに当たり、民間が実施するおもてなし環境を整備する事業を支援するための海の京都おもてなし環境事業補助金交付要綱を新たに制定、及び運用したいことから、貸付対象事業に当補助金を追加いたしたく、本条例の一部改正についてご提案を申し上げる次第であります。

よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第55号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第55号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は6億3,271万5,000円を追加いたしまして、総額を117億8,771万5,000円とするものでございます。平成26年度当初予算は、町長・町議会議

員選挙のため骨格予算としておりましたので、今回の追加補正により当初予算に肉づけを行うものでございます。当初予算に計上しておりませんでした投資的経費や、政策的経費を中心に追加いたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、歳出から主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

17、18ページをお開き願います。まずは、歳出の各科目で共通して計上しております臨時職員賃金につきましてご説明を申し上げます。これは、平成26年4月から臨時職員の処遇改善のために賃金単価の改正を実施しておりますが、当初予算編成時点では賃金単価の改定内容が確定していなかったことから、旧単価で予算の積算を行っているため、年間所要額に不足が生じますので、それぞれの科目で今回、追加いたすものでございます。

今回の一般会計の臨時職員賃金などにかかります補正予算は、総額で989万5,000円追加しております。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、財産管理費一般経費で第15節工事請負費、石寛倉庫解体工事費を1,700万円追加いたしております。

これは、社会福祉法人よさのうみ福祉会が、藪後地区にあります石寛倉庫の位置に障害者のグループホームを建設するために、用地を借用したいとの要望がありまして、岩滝地域には障害者のグループホームもないことから、町としましても、できる限り協力すべきと考えまして、石寛倉庫を解体し、グループホームの建設ができるよう準備するものでございます。

第18節備品購入費は、公共施設に設置しておりますAED40台の更新経費を1,250万円追加いたしております。

次に、第6目企画費、住民自治活動支援事業におきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、それに伴うコミュニティ補助金を750万円追加いたしております。

次のページ、第12目有線テレビ管理費、有線テレビ施設整備事業では、インターネット回線の使用状況、不正アクセスなどの通信状況を分析するためのトレーサビリティ機能を追加するほか、染色センター横にありますテレビ放送の第2受信点設備の更新経費などで、総額1,350万円を追加いたしております。同じく有線テレビ管理費、有線テレビインターネット事業におきましては、夜間などインターネット回線が込み合ったときに、回線速度が出ないことから、インターネット上位回線の増強を実施するために、総額で1,231万3,000円を追加いたしております。

次に、21、22ページにかけたの第3款民生費、第1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業では、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付されるもの、給付金や事務費など総額で1億536万8,000円追加いたしております。

次に、23、24ページにかけたの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業では、夏休み期間に障がいのある児童を対象とした学童保育を開設する経費を計上するほか、同じく夏休み期間に小学4年生を対象とした学童保育を実施するための経費を追加するなど、総額で327万6,000円を追加いたしております。

次に、27、28ページをお開きください。第6款農林水産事業費、第1項農業費、第3目農業振興費では、明日の京都村づくり事業を1,217万8,000円追加いたしております。こ

れは、地域内農産物の6次産業化の推進の一環として、温江村づくり委員会が事業主体となりまして、農産加工施設兼事務所を建設されることから、その事業費の約3分の2を京都府と町で補助金を交付し実施するものでございます。

次のページの第4目農地費、農業用施設整備事業は、老朽化している下山田井堰の更新を、国が55%、府が5%、受益者が工事費の2.5%、残りを町が負担し実施するもので、総額7,500万円を追加するものでございます。

次のページ、第7款商工費、第2目商工業振興費では、産業振興会議からの提言の具現化の取り組みの一環として、与謝野ブランド戦略事業を総額で65万9,000円追加いたしております。これは、第2期産業振興会議からの提言の一つにあります、地域経済を活性化させる、京都市与謝野ブランド戦略に基づき、ものづくり分野を核としたブランドの位置づけやプロモーションの戦略を検討する推進体制を構築するほか、有識者によるワークショップの開催、先進地視察をするための経費などを追加するものでございます。

次のページ、海の京都・美心与謝野事業では、海の京都与謝野町マスタープランにあります、まちづくり観光を推進するため、案内看板などのリニューアルや、野田川駅のトイレ改修などを実施するほか、ちりめん街道と連携した観光振興や地域振興を図ることを目的として、施設の整備や改修工事を実施される事業に対しまして、上限200万円の補助金を交付いたします海の京都・おもてなし環境事業費補助金を新設するなど、総額で1,698万2,000円を追加いたしております。本事業の財源といたしましては、野田川駅のトイレ改修については合併特例債を、その他経費につきましては、当初予算と同様に産業振興基金を930万円繰り入れ充当することといたしております。

次に35、36ページの第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費では、第15節工事請負費を1,100万円追加いたしております。これは、地区要望の防犯灯の新設のほか、年次計画で進めています防犯灯のLED化工事を実施するもので、LED化工事分につきましては、公共施設建設整備基金を1,000万円繰り入れ、充当することといたしております。第2目道路維持費では、道路維持補修事業を1億620万円追加いたしております。三河内明石線の舗装繕工事や、町内各所の老朽化した橋梁の補修や塗装工事などを国の社会資本整備総合交付金事業を活用し実施することといたしております。

次の除雪対策事業は、国の補助金を活用し、8トンの除雪ドーザを1台購入するほか、除雪ドーザを追加で1台借り上げる費用を追加するなど、総額1,280万円を追加いたしております。

次に37、38ページにかけての第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業を6,183万1,000円追加いたしております。岩屋川線などの道路改良事業や野田川本線や石川旧府道線の通学路整備などを、先ほどの道路維持補修事業と同様に、国の社会資本整備総合交付金事業で実施することといたしております。また、各区から要望のありました町道の整備については、限られた予算の中で計画的に実施することといたしております。第3項河川費、第3目河川改良費は、河川改修事業を3,020万円追加いたしております。当初予算で実施設計費用を計上いたしました堂谷樋門の改修工事費を追加するほか、ゾブ川支川の水路改修を実施するなど、浸水対策に努めるものでございます。

次のページ、第6項住宅費、第1目住宅管理費では、町営住宅維持管理事業を1,350万円

追加いたしております。町営天神山団地のエレベーター新設の実施設計や町営三合池団地の水洗化工事にかかる経費などを、こちら道路維持や道路新設改良事業と同様に、社会資本整備総合交付金事業で実施することといたしております。

次に、第9款消防費、第3目消防施設費では、消防施設など整備事業を5,139万8,000円追加いたしております。各地区から要望の消火栓新設工事や、計画的に整備しております防火水槽新設工事を実施いたしますほか、第18節備品購入費で小型動力ポンプの積載車を3台、小型動力ポンプを2台更新することといたしております。

次に、43、44ページをお開きください、第10款教育費、第4項幼稚園費、幼稚園整備事業では、第13節委託料、調査委託料を324万円追加いたしております。これは岩滝幼稚園と岩滝保育所の統合による認定こども園の整備を進めるに当たって、現在の岩滝幼稚園の敷地に新たに建設した場合に、こういった施設が建設可能かなどを、事前調査するための経費を追加するものでございます。第14款予備費は71万2,000円を減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金の補助金として、社会福祉費補助金を1億582万7,000円追加いたしております。第7目土木費国庫補助金は、橋梁補修や岩屋川線の道路改良事業などの社会資本整備総合交付金事業の補助金といたしまして、道路改良事業費補助金を8,999万7,000円追加いたしております。第9目教育費国庫補助金は、加悦中学校の改修事業に交付される補助金に対して追加交付されることになりましたので、第3節中学校費補助金を3,000万円追加いたしております。第14款府支出金、第2項府補助金、第5目農林水産業費府補助金、第1節農業費補助金は、歳出でもご説明いたしました下山田井堰の改良工事に対し交付されます基盤整備促進事業補助金を交付見込みにより4,740万円追加するほか、温江村づくり委員会が建設される農産加工施設兼事務所の建設に対しまして交付される明日の京都村づくり事業費補助金を925万円追加いたしております。

次に、15、16ページ、第17款繰入金、第1項基金繰入金を総額で1億2,456万3,000円追加し、取り崩すことといたしております。中でも第1目財政調整基金繰入金は9,800万円繰り入れることとし、当初予算の取り崩し額と合わせると4億6,300万円となり、昨年の当初予算の繰入額に対して4,300万円の増額となっております。大変大きな取り崩しとなりますので、今後の予算執行に当たっても、十分留意していきたいと考えております。第19款諸収入の雑入では、自治宝くじ助成金を交付決定により750万円追加いたしております。

次に、第20款町債は、総額で1億9,330万円追加いたしております。歳出で説明いたしました各事業に町債を発行するもので、農業施設整備事業債、消防施設整備事業債などを追加するほか、中学校施設整備事業債につきましては、加悦中学校の改修事業に対して当初合併特例債を予定し予算計上しておりましたが、補助対象事業分については、全国防災事業債、単独事業分につきましては、緊急防災、減債事業債、いずれも充当率100%の町債を活用することができましたので、今回、国庫補助金の追加交付と合わせて町債発行額を調整し540万円を減額いた

しております。

なお、8ページに第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)の概要であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第56号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第56号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では29万2,000円を追加し、総額を25億5,069万2,000円といたすものでございます。また、サービス事業勘定では3万1,000円を追加し、総額を1,602万1,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第3款地域支援事業、第1項介護予防事業では、特定高齢者把握事業費を30万9,000円追加いたしております。特定高齢者把握事業につきましては、1名の臨時職員を雇用することとなりましたので、必要となります2カ月分を追加するものでございます。

次の通所型介護予防事業及び普及啓発事業につきましては、一般会計と同様に、平成26年4月からの臨時職員賃金の単価改正により、各事業で雇用します臨時職員賃金に不足が生じることとなりましたので、新賃金単価で必要額を積算し、不足する額を補正するものでございます。第8款予備費は8万円を減額し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第3款国庫支出金から第7款繰入金まで、歳出の介護予防事業費の追加に伴うもので、それぞれの負担の割合に応じて交付金、繰入金額を計上し、総額29万2,000円を追加いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。

まず、歳出についてご説明をさせていただきます。

24、25ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費は、一般管理費一般経費を3万1,000円追加いたしております。先ほどの事業勘定同様に、臨時職員賃金の単価改正により不足額を追加するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

22、23ページをお開き願います。第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、歳出と同額の3万1,000円を追加し調整いたしております。

以上が、平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第57号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第57号の平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では99万8,000円を追加し、総額を28億543万8,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定では660万8,000円を追加し、総額を8,549万8,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費は、一般管理費一般経費を99万8,000円追加いたしております。これは、国民健康保険事業実績報告書作成及び調整交付金交付申請書作成に使用いたしますコクホラインシステムが、Windows XPのサポート終了に伴い、今回バージョンアップすることになりましたので、システムバージョンアップ作業費や、コクホライン用のパソコンの購入費用などを追加いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事業費分として、歳出と同額を追加し調整いたしております。以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定についてご説明を申し上げます。

まず、歳出についてご説明させていただきます。

24、25ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項施設管理費、一般管理費一般経費では、第7節賃金を177万円追加いたしております。一般会計と同様に、平成26年4月から臨時職員の賃金単価の改正のため、看護師及び医師賃金に不足が生じることになりましたので、新賃金単価で必要額を積算し、不足する額を補正するものでございます。

第8節報償費、医師報償費は、昨年まで丹後中央病院からの派遣により来ていただいていた医師2名につきまして、4月から契約形態を変え、町との直接契約により引き続き1年間診療所で診療していただくことになりましたので、411万6,000円を追加するほか、医師交通費として、第9節旅費を29万4,000円追加いたしております。第2款医業費、第1目医療用機械器具費では、在宅酸素濃縮器を必要とされる患者の方がおられるため、第14節使用料及び賃借料、使用料を42万8,000円追加いたしております。

以上が歳出でございます。

次に歳入についてご説明を申し上げます。

22、23ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入を今後の収入見込みから660万8,000円を追加いたしております。

以上が、平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、6月9日午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。ご苦労さんでした。

（散会 午前11時28分）